平成２４年（フ）第８４３号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目14番13―207号、前住所大阪府河内長野市木戸東町７番19―603号
債務者　沽野　永子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８６２号
堺市堺区陵西通２番33号　陵西コーポラス３Ｆ68号
債務者　瀬川　るみ
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８３号
堺市南区逆瀬川1039番地　社会福祉法人上神谷福祉会内、住民票上の住所堺市南区高倉台３丁１番８―103号
債務者　勢　　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
北海道岩見沢市７条西９丁目10番地２　ムラハイツ102号室
債務者　小林　夏湖
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５１号
山形県鶴岡市大塚町１番11号、住民票上の住所山形県鶴岡市美咲町13番23号
債務者　髙橋美千世
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第４０１号
神奈川県小田原市国府津２丁目２番４―304号　レジデンス欅、前住所神奈川県小田原市成田１番地の１　ロッキーホーム成田205
債務者　今井　和美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２５６号
新潟市北区嘉山６丁目３番13号　斎藤アパート
債務者　井上　勇一
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３６３号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘13棟206号、従前の住所名古屋市守山区森孝２丁目225番地　猪子石社宅512
債務者　石焼処楽こと　梶川　佳男
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４４８号
名古屋市名東区牧の里１丁目801番地　エクセル浅井201号、従前の住所名古屋市昭和区山中町１丁目52番地
債務者　浦上　差織
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３号
愛知県一宮市蓮池字郷中481番地18
債務者　坂本みつよ
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１９９０号
大阪府寝屋川市三井南町30番６―1011号、前住所大阪府寝屋川市成田東が丘１番１号
債務者　久元　治雄
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４５号
大阪市中央区西心斎橋２丁目12―22―1116、住民票上の住所大阪府松原市別所７丁目13番35号
債務者　竹本　大樹
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６７５号
大阪府東大阪市足代南１丁目９番19号
債務者　石井商店こと　石井　孝子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７１号
大阪市東住吉区湯里１―16―５、住民票上の住所大阪市西成区千本南２丁目16番８号
債務者　佐藤　　司
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７２号
大阪市東住吉区湯里１―16―５、登録原票記載事項証明書上の住所大阪市西成区千本南２丁目16番８号
債務者　佐藤ひとみこと　サトー・ベリンダ・ヒトミ
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７９０号
大阪市北区大淀中３丁目11番25―803号
債務者　吉田　和美（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部